

一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」 バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20 年12 月22 日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」（ブラウザ版アドレス (URL) <https://ichi-digi.jp/>、および、AppStoreまたはGooglePlayからダウンロード可能なアプリ版を指す。以下「イチ・デジ」という。）にバナー広告を掲載する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) バナー広告 イチ・デジ内に表示される広告画像で、第10条第3項の規定により掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトへリンクするものをいう。
- (2) リンク先ページ 広告主が指定するリンク先のウェブサイトを用いる。

(掲載基準)

第3条 イチ・デジに広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書き各号に該当しないものとする。

- 2 イチ・デジに掲載することができる広告及びリンク先ページの内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像の大きさ 縦60ピクセル、横140ピクセル
- (2) 利用可能な拡張子 .png .jpg .jpeg .bmp .gif .svg
- (3) サイズ 2MB 以内

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する位置 トップページ下部
- (2) 掲載枠数 10枠

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、2025年度においては掲載開始日を8月1日から翌年3月31日までとする。なお、掲載開始日以降において定数に満たない場合、掲載開始日についてはこの限りではない。

(広告掲載料等)

第7条 広告掲載料は、1枠につき5,000円（税込み）に掲載月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を乗じた額とする。

2 掲載月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）が6月に満たない場合は、掲載料とは別に初期設定手数料を徴収し、その額は5,500円（税込み）とする。

3 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料及び初期設定手数料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
（広告の募集）

第8条 広告の募集は、イチ・デジ、市ウェブサイト及び広報一宮に掲載して行う。
（広告掲載の申込み）

第9条 イチ・デジへの広告掲載希望者は、一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」バナー広告掲載申込書（様式第1）（以下「掲載申込書」という。）に広告案を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込みは、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申込みを行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 前項の規定により行われた申込みについては、掲載申込書により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

4 第2項の規定により行われた申込みは、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル等への記録がなされたときに市長に到達したものとみなす。

5 市長は、必要に応じて、広告掲載希望者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の審査及び決定）

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、その内容及びリンク先ページの内容が適当であると認められるものが広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって決定するものとする。

3 市長は、前2項の場合において、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に、一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」バナー広告掲載可否決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（承諾書の提出）

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」バナー広告掲載承諾書（様式第3）を提出しなければならない。

（広告の提出）

第12条 広告主は、自己の責任及び負担により市の指示に従って広告を作成し、指定期日までに提出しなければならない。

（広告等の確認）

第13条 市長は、広告を掲載しようとするときは、広告の規格及び内容並びにリンク先ペー

ジの内容が掲載申込書の記載内容と相違していないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容が、掲載申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、広告主に対し広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容の修正を求めることができる。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、広告又はリンク先ページのアドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、広告又はリンク先ページのアドレスを変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」バナー広告等変更申込書(様式第4)(以下「変更申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、広告又はリンク先ページアドレスの変更について準用する。この場合において、前条第1項中「広告を掲載しよう」とあるのは、「広告又はリンク先ページのアドレスを変更しよう」と、同条第1項及び第2項中「掲載申込書の」とあるのは、「変更申込書の」と読み替えるものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、広告及びリンク先ページの内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が指定期日までに提出されなかったとき。
 - (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (3) 第13条第2項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定による修正を広告主が行わなかったとき。
 - (4) 広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容がこの要領の規定に抵触する場合において、第13条第2項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定によっても解消できないとき。
 - (5) 公益上の理由により市が広告の掲載位置を使用する必要性が生じたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、一宮市ポータルサイト「イチ・デジ」バナー広告掲載取消通知書(様式第5)により通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、イチ・デジへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第18条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載が不能となったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料の額は、5,000円に残りの掲載月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）を乗じた額とする。

3 第1項ただし書及び前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(免責)

第19条 市は、次に掲げる理由により、イチ・デジへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。

(2) サーバ等の機器の保守又は工事を行うとき。

(3) イチ・デジへの広告掲載のため、一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間とする。）調整を行うとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、イチ・デジの運営を、1月当たり合計24時間を超えない時間停止したとき。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、2025年3月17日から施行する。